



府中市子ども家庭部保育支援課発行 2021.5 No.51

ベビーシッター利用支援事業についてお知らせいたします。

[府中市トップページ](#) > [子育て・教育](#) > [出産・子育て](#) > [保育所・保育園](#) >

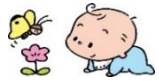
[令和3年度ベビーシッター利用支援事業のご案内](#) [検索](#)

利用案内と利用約款の内容を十分ご確認の上、ご利用をご検討ください。

■ベビーシッター利用支援事業について

対象者	<p>府中市民で次の①又は②のいずれかに該当し、保育支援課窓口でベビーシッター利用支援事業の説明を受けた方</p> <p>① 0～2歳児クラスに入所申込みをし、利用不可となった保護者（以下「待機児童の保護者」といいます。）</p> <p>② 保育所等の0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間の育児休業を満了した後、復職する保護者（復職日以降、利用できます。以下「育児休業満了者」といいます。）</p>
事業の内容	<p>お子さんが保育所等に入所できるまでの間、保育所等の代わりとして、東京都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業者（以下「認定事業者」といいます。）を1時間150円（税込）で利用できる事業です。助成対象は、保育料のみです。</p> <p>◎入会金、ベビーシッターの交通費、キャンセル料、保険料等が別途発生する場合がありますが、それらは対象外です。</p>
利用可能時間	<p>月曜日から土曜日までの午前7時から午後10時までのうち、</p> <p>【保育短時間認定の方】・・・1日8時間までかつ月160時間まで</p> <p>【保育標準時間認定の方】・・・1日11時間までかつ月220時間まで（日曜日、祝日・休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、利用できません。）</p>
提供されるサービス	<p>対象者のお子さんの自宅で行う保育のみです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹の保育や送迎、家事等のサービスはできません。 ・保護者の体調不良の日を含む休暇の日や、産休・育休中の場合は利用できません。 ・お子さんの発熱時（37.5度以上）や、体調不良等場合の利用はできません。

・認定事業者一覧は裏面にあります（事業者は、随時更新されます。）。

1	「対象者確認書」申請	<p>保育支援課窓口にて、事業内容説明を受けます。</p> <p>① 待機児童の保護者 「ベビーシッター利用支援事業対象者交付申請書」を提出し、「対象者確認書」の交付を受けます。</p> <p>② 育児休業満了者 育児休業期間が記載された「就労証明書」を提出し、「対象者確認書」の交付を受けます。</p>
2	「認定事業者」と契約	<p>対象者本人で、東京都ホームページに掲載されている認定事業者一覧の中から希望の事業者を選択し、「対象者確認書」の提示と、「東京都のベビーシッター利用支援事業を使いたい」旨を伝えて、利用の契約を結びます。</p> 
3	「アカウント発行」申請	<p>契約が成立した方は、初回利用予定日の10開庁日前までに、保育支援課窓口にて契約書の写しを提出し、「アカウント発行」の申請を行います（後日、アカウントが郵送にて通知されます。）。</p>
4	利用開始	<p>利用時、システムから発行された助成券コード（番号）をベビーシッター従事者に伝えます（利用者には、利用者の負担額のみ請求があります。）。</p>

「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」
(厚生労働省公表を参考にして)

1. **まずは情報収集を**

事業者選びは利用者ご本人となります。問合せ時の対応や、ホームページなどを活用しましょう。

2. **事前に面接を**

事前に面接を希望し、面会して安心を得ましょう。



3. **事業者名、氏名、住所及び連絡先の確認を**

一般的に、ベビーシッターは、所属事業者が発行した身分証明書を携行しています。

4. **保育の場所の確認を**

ベビーシッター利用支援事業は、自宅限定です。



5. **登録証の確認を**

ベビーシッター利用支援事業に従事するベビーシッターは、「指定研修修了者証」を携行しています。

6. **保険の確認を**

契約時には、保険の内容も確認しましょう。



7. **預けている間のチェックは**

保育中に連絡を取り合うことは、ベビーシッターがお子さまから目を離すことにつながり、かえって危険です。連絡方法は、事前に双方で確認をしておきましょう。

8. **緊急時における対応は**

複数の連絡先に優先順位をつけて、迅速な対応ができる情報共有をしましょう。

9. **子どもの様子の確認を**

保育の内容やお子さん様子について、報告を受けましょう。

10. **不満や疑問は率直に**

お子さんにとってよりよい保育が提供されるように、コミュニケーションをとっていきましょう。

■ベビーシッター利用支援事業認定事業者一覧

事業者名	電話番号
サンフラワー・A 株式会社	03-5994-3113
株式会社 小学館集英社プロダクション (ベビーシッターのHAS)	0120-834988
株式会社 明日香	03-6912-0015
mormor 株式会社 (モルモル)	03-6276-2149
有限会社 クルードロワ (CoMaMoRi)	03-6313-9053
ハニークローバー 株式会社	050-3802-0909
株式会社 ジャパンベビーシッターサービス	03-3423-1251
株式会社 ミラクス (miraxs シッター) (*旧: HITOWA キャリアサポート 株式会社 (わらべうた))	0210-415-306
株式会社 ポピンズ	0120-27-2100
株式会社 ポピンズシッター (*旧: スマートシッター株式会社)	0120-795-501
株式会社 キッズライン *マッチングサービスは、本事業の対象外です。本事業のご利用には、マッチングサービスとは別に、契約を締結する必要があります。詳細は、HPを必ずご確認ください。	03-5770-8612
ル・アンジェ 株式会社	03-3477-1287
コンビスマイル 株式会社	0120-67-3177
株式会社 アルファコーポレーション	0120-086-720
特定非営利活動法人 フローレンス	03-6811-0905

ベビーシッター利用支援事業(東京都のホームページ)から抜粋



保育コンシェルジュが、保育サービスの情報提供をしています。
お気軽にご相談ください。

相談日時: 月曜日～金曜日(祝日を除く午前9時～正午、午後1時～4時)
場所: 府中市役所東庁舎5階保育支援課 電話 042(335)4172
(注)不在の場合や、他の方の対応等でお待たせすることもあります。